※ (下線)が更新箇所

新型コロナウイルス感染防止に向けた学生の行動指針(令和3年5月27日更新)

令和2年 4月 9日

福井大学新型コロナウイルス感染症危機対策本部決定

現在、<u>日本国内で</u>、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、<u>緊急事態宣言や</u>まん延防止等重点措置を実施しています。福井県においては、「福井県感染拡大警報」が発令されています。<u>また、全国で拡大しているイギリス型変異ウイルスの感染力は従</u>来型より強いことが報告されており、これまで以上に慎重な行動が必要です。

このような中、他県との往来等の行動は依然として注意すべき状況にあり、特に大学では、多くの学生が様々な地域と往来し活動することによる集団感染の発生が危惧されるところです。また、本学学生が、新型コロナウイルス感染症に罹患する事例が発生しています。

これらのことに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患者のうち若年層について、無症状や軽症の者が多いものの、重症・死亡の事例も存在し、また因果関係は明らかになっていないものの頭痛や味覚障害等の症状が続くなど、いわゆる後遺症とされる報告もあること等を含め、感染による健康リスクがあり修学、学生生活及び就職活動等に影響を及ぼすことがあるため、本学においては感染症対策に万全を期すため、5月27日以降当分の間、次のことに留意し行動してください。

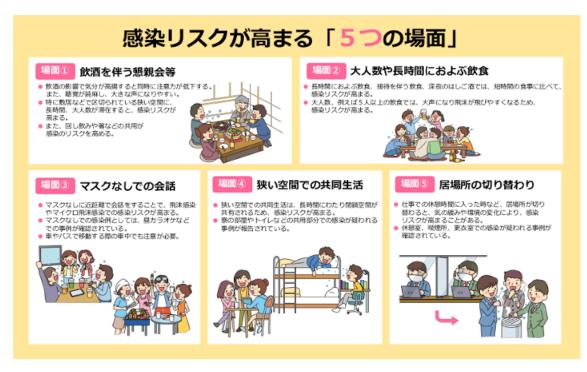
併せて、感染者・濃厚接触者や医療従事者並びにその家族や関係者等に対して、誹謗 中傷や差別的行為は絶対にしないようにしてください。

また、国内外の新型コロナウイルス感染状況が日々変化しており、本学の対応や学生 支援等も今後変更することがあります。この学生の行動指針に加え、学長通知等を随時 発信するので、毎日、本学ホームページや学生ポータルで確認するようお願いします。 なお、不明な点、相談したい点等がありましたら、下記の【**問合せ・連絡先**】まで連 絡ください。

1. 基本方針

- (1) 日常的に、人との間隔をできるだけ2m(最低1m)空け、マスク着用(咳エチケット)や手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底する。
- (2) 次の3つの条件が重なることを徹底的に回避するよう「新しい生活様式」を心がけて行動する。
 - ①換気の悪い密閉空間
 - ②多数が集まる密集場所
 - ③間近で会話や発声をする密接場面

特に、注意力の低下や気の緩みなどにより、感染リスクが高まる次の5つの場面 (新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言)に注意し、以下の具体策に準ずる こと。



(3) 面接授業や課外活動等で登学した場合も、3密を避ける行動を徹底する。

2. 具体策

- (1) 日常の注意点
 - ○学内外を問わず、人が密に集まるような感染リスクの高い場所への出入りは行わない。
 - ○会食等は、「感染防止徹底宣言」ステッカー掲示店舗の利用を推奨する。ただし、 一堂に会して飲食を行う会食(コンパ)等は、他大学でもクラスター発生の事例 が多く確認されており、本学においても濃厚接触者となる事例も発生しているた め、禁止する。
 - ○不特定多数者、特に子供、高齢者との接触を避け、感染時のフォローアップが困難になるような行動はしない。
 - ○手指衛生(手指消毒又は手洗い)・マスク着用(咳エチケット)を励行し、感染症の予防と健康管理に十分努める。
 - ○人との間隔をできるだけ2m(最低1m)空け、近距離での会話や「大声」での発声を控える。必要な場面が生じた場合は、飛沫を飛ばさないよう、マスクやフェイスシールド等の装着を励行する。
 - ○新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を積極的に活用する。COCOAを利用するにあたり、①稼働可能な状態に保つため、やむを得ない事情を除き、電源をOFFにしない。②陽性と判断された場合は本人同意を前提に感染拡大防止のためCOCOAによる陽性登録に協力する。③接触通知が来た際には画面の案内に従い保健所に相談する。
 - ○毎日検温し、「健康チェック表(文京・敦賀キャンパスと松岡キャンパスとで様式が異なります。なお、松岡キャンパスではWeb上で健康チェックを行うシス

テムになっています。)」(**別紙 1**)に記録して健康観察を行う。健康チェック 表は各自で保管し、大学からの求めに応じ提出できるようにしておく。

- ○十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。
- ○他県との往来は慎重に判断し、やむを得ず往来する場合は、訪問先の感染状況を十分把握した上で、用務場所以外の施設(特に全国的にクラスターが発生しているような施設)に立ち寄らないことに加え、感染防止対策に十分注意して行動する。併せて、<u>緊急事態宣言や</u>まん延防止等重点措置の対象地域との不要不急の往来(冠婚葬祭など真に必要で急を要するものは除く)は控える。なお、他県から帰福した場合は、帰福後2週間は活動を控え、「健康チェック表」(別紙1)により特に注意深く健康観察を行うこととし、体調の変化があった場合は、下記の【問合せ・連絡先 ①、④又は⑤】に連絡し、大学からの指示に従う。また、他県から通学する場合は、毎日注意深く健康観察を行いつつ登学するものとする。
- ○海外への渡航については、危険情報レベルに関わらず禁止する。やむを得ず海外から帰国したときは、移動後2週間は自宅等に待機し、「健康チェック表」(別紙1)に記録して健康観察を行う。体調の変化があった場合は、下記の【問合せ・連絡先 ①、④又は⑤】に連絡し、大学からの指示に従う。
- (2) 授業・研究活動等の注意点
 - ○登学時は、マスク着用を必須とし、未着用の場合は大学構内への出入りを禁止する。
 - ○研究室における研究・学生指導等については、3 密を徹底的に回避する対策を講じた上で、行うことを可能とする。
 - ○呼吸の障害や基礎疾患等があることにより重症化リスクが高い学生は、主治医や 保健管理センター等とよく相談して登学の判断を行うこととし、これらの理由に より登学できない場合は、授業担当教員や指導教員等にその旨報告する。
- (3)発熱・咳・全身倦怠感等風邪様の症状がみられる場合や罹患者及び濃厚接触者の疑いがある場合等の注意点
 - ○発熱・咳・全身倦怠感等風邪様の症状がみられる場合は、まずはかかりつけ医や最寄りの医療機関に電話で相談する。かかりつけ医を持たない場合や受診先に迷う場合は、福井県の相談窓口「受診・相談センター」(「帰国者・接触者相談総合センター」から名称変更) TEL(0776)-20-0795 (電話受付時間 7:00~21:00、時間外は携帯電話対応)に相談する(県外では在住の相談窓口に相談)。あわせて、下記の【問合せ・連絡先 ①、④又は⑤】にメール又は電話にて「学籍番号・氏名・体調の状態・経過」を連絡する。

また、保健所や医療機関の指示等に基づきPCR検査を受検した場合や友人や同居する家族が罹患者と診断された場合など、罹患者と濃厚接触した疑いがある場合も同様に相談及び連絡し、指示に従う。

※文京キャンパスにおいては、授業に参加できない場合は授業担当教員に対し シラバスに記載のメールアドレス宛にも連絡する。

(4) 罹患者、濃厚接触者となった場合の注意点

○罹患者、濃厚接触者の指定を受けた場合は、保健所等の指示に従い行動する。併せて、下記の【問合せ・連絡先 ①、④又は⑤】にメールまたは電話にて報告する。また、日々の健康観察に加え、罹患又は濃厚接触前2週間程度の行動履歴(日時、場所、行動内容、接触者等)を把握しておく。

(5) 課外活動の注意点

- ○課外活動は、「福井大学学生課外活動の段階的緩和の目安」(**別紙2**)で示すレベルの範囲内において活動を可能とし、そのレベルの度合いは感染拡大の状況等により学長が決定する。なお、<u>福井県や本学の状況を踏まえ、</u>迅速な対応が必要なことから、学長決定によりレベルの状況を示すものとする。
- ○活動に当たっては、3密を徹底的に回避する対策や設備・用具等の使用前後における手指衛生(手指消毒又は手洗い)について、顧問教員又は指導者等と十分に確認し徹底する。また、その都度参加者名簿を作成し大学からの求めに応じ提出できるようにしておく。
- ○課外活動構成員への活動参加の強制はしない。また、参加しないことで当該構成 員に不当な取扱いや嫌がらせを行ってはいけない。
- ○大会、演奏会等参加申請で許可となった場合でも、感染が再び拡大するなどで大 学から参加許可の取り消しがあった時には速やかに参加を中止する。なお、参加 費用等を大学が負担することはしない。
- ○本学職員への本学運動施設等の貸出は、「福井大学学生課外活動の段階的緩和の 目安」(**別紙2**)により学生利用を優先した上で行うものとする。
- (6) 大学生活・修学支援等の注意点
 - ○生協食堂の<u>利用</u>は、<u>①食堂入口での手洗い又はアルコール消毒、②マスク着用、</u> <u>③黙食、④食事後は速やかに退出、あわせて、</u>生協の指示に従う。
 - ○生協食堂・売店における昼食時の混雑を回避するため、屋外や使用していない講義室で弁当等を食したり(その際にも同様の感染症の予防を徹底するとともに、食後のごみの後片付けを励行する。)、2限目・3限目に授業がない場合は、その時間帯に昼食をとる等、できる限り昼休み時間(12:00~13:00)の生協食堂・売店利用の分散に協力する。なお、体調が悪い場合は入店を控えて自宅静養とする。
 - ○新型コロナウイルス感染拡大の影響により、学資負担者の状況や家計の状況が変化し、授業料等の納付に困窮し奨学金等が必要になった場合には、下記の【問合せ・連絡先 ①又は④】に問い合わせる。
 - ○アルバイトについては、アルバイト先が適切な感染防止対策を講じていることを確認することとし、飲食店での接客など(料理・飲み物の提供のみは除く)「3 密」のリスクが高いアルバイトは自粛する。加えて、各学部等よりアルバイト先を限定し禁止されている場合は厳守すること。
 - ○新型コロナウイルス感染症の影響によりアルバイト先の休業中に休業手当を受けることができなかった場合には、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・

給付金を申請することが可能であることに留意する(詳細は厚生労働省ホームページ参照 https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html)。

また、申請は、中小企業と大企業に区別し、休業した期間や申請期限が随時更新されるので、厚生労働省ホームページで適宜確認すること(参考:中小企業の場合対象期間;令和2年4月1日から令和3年6月30日、申請期限;9月分までは締切済み、10月から12月までの分は5月31日、申請開始;休業した期間の翌月初日から)。なお、アルバイト収入の減に伴い奨学金が必要になった場合には、下記の【間合せ・連絡先 ①】に問い合わせる。

- ○授業料等免除や奨学金などの申請等に関しては、郵便(簡易書留又は特定記録) 又は窓口対応にて行う。ただし、窓口対応の場合は、マスク着用を必須とする。 また、相談がある場合は下記の【問合せ・連絡先 ①又は④】に電話・メールに て問い合わせる。
- ○各種証明書発行、履修相談等に関しては、郵便・メール又は窓口対応によることとする。ただし、窓口対応の場合は、マスク着用を必須とする<u>(文京キャンパス</u>各種証明書発行機は学生支援センター1階に移設)。
- ○国際交流学生宿舎・留学生会館・牧島ハウスは、学生が集団生活を行う場であり、 共同施設設備なども多く、大人数が共に日常生活を送る場であることから、密に なる環境が形成されやすいため、平時からの健康管理や感染症予防のための対策 等を徹底する。併せて、施設では、居室外におけるマスク着用等の徹底やシャワー 室等の共用スペースにおける感染予防に努める。
- ○就職活動については、インターネット、SNS、企業が発信している情報を利用して企業研究を行うよう努めるとともに、OB・OG訪問は自粛し、電話やインターネット等で話ができないか交渉する。採用試験においてWEB面接等を受ける環境が用意できない場合は、下記の【問合せ・連絡先 ③】に問い合わせる。就職活動のため県外に移動する場合は、感染予防に十分に注意するとともに、自分の行動を記録する。また、他県への移動があった場合は、上記2.(1)の日常の注意点にある他県から帰福した場合と同じ対応をとること。

※詳細は「学生の皆さんへ:就職活動,インターンシップ活動について」(別 紙3)(令和3年4月7日更新)を参照

【問合せ・連絡先】

文京キャンパス

① 学生サービス課 学生企画担当

TEL: 0776-27-8716 · 8403

E-mail: ggakusei@ml.u-fukui.ac.jp

(授業に関すること)

②教務課 学務総務・共通教育担当

TEL: 0776-27-8600

E-mail: kyoumu-soumu@ml.u-fukui.ac.jp

(就職活動に関すること)

③キャリア支援課 進路指導担当

TEL: 0776-27-9904

E-mail: g-syusyoku@ad.u-fukui.ac.jp

【問合せ・連絡先】

松岡キャンパス

●松岡キャンパス学務課 学生(医学)担当

TEL: 0776-61-8266, 8265, 8850 E-mail: <u>m-gakusei@ml.u-fukui.ac.jp</u>

【問合せ・連絡先】

敦賀キャンパス

5敦賀キャンパス運営管理課

TEL: 0770-25-0553, 0551, 0021 E-mail: skatom-s@ml.u-fukui.ac.jp